

令和7年度伊勢市こども食堂等物価高騰対策支援金 申請要領

伊勢市では、原油価格や物価高騰の影響を受けているこども食堂等の負担を軽減し、安定的に活動を継続できるよう支援するため、市内のこども食堂等に対し支援金を交付します。

1 交付対象

伊勢市内でこども食堂等を運営し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において原則2か月に1回以上（※）継続的に開催する団体（法人又は任意団体）又は個人で、令和7年4月1日から10月1日までの間に1回以上の開催があった団体等
※荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は除きます。

【本支援金における「こども食堂等」の定義】

広く地域の子どもの対象に行う活動であって、利用者に無料又は低額な料金で食事を提供する事業をいいます。また、「こども」はおおむね18歳未満の者をいいます。

2 支援金の額

対象期間の各月において、こども食堂等を1回以上開催した月について月額7,000円とし、その月額にこども食堂等を月に1回以上開催した月の数を乗じて得た額を交付します。

【要件】

- ・令和7年度中（令和8年3月31日までに）に本支援金を使用すること（使用しなかった額は返還をしていただきます）
- ・本支援金はこども食堂等の事業費のみに使用すること

(1) 申請期限 令和8年3月31日（火曜日） ※郵送の場合は当日消印有効

※ただし、申請状況により申請期限前に締め切る場合があります。

(2) 申請方法

次の提出書類をご準備のうえ、伊勢市子育て応援課窓口（土日祝日を除く午前8時15分から午後5時15分まで）またはオンライン申請フォーム、郵送で申請してください。

【提出書類】

- ア 交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 受取先口座を確認できるものの写し
 - エ 食材費に係る物価高騰の影響を受けていることの申出書
- ◎交付要綱・申請書様式等は、伊勢市ホームページからダウンロードできます ↑



↑オンライン申請
フォームはこちら

3 交付の決定及び支払い

市は提出書類を受理した後、申請の内容を審査し、交付を決定したときは、その旨を申請者に通知しご指定の口座に支援金を振り込みます。

4 事業終了後の手続き

事業終了後は、速やかに（令和8年3月31日までに）実績報告書（様式第3号）に実施状況が分かる書類等を添えて提出が必要です。あらかじめ、開催日や開催チラシ・写真などの記録・保存をお願いします。

5 その他

申請にあたっては、「令和7年度伊勢市こども食堂等物価高騰対策支援金交付要綱」をご確認ください。

（申請書の提出先及び問合せ先）

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29 伊勢市役所 健康福祉部子育て応援課
TEL：0596-21-5713 / FAX：0596-21-5555 / E-mail:kosodate@city.ise.mie.jp